

別表第三号の七 登録局の開設又は変更届出書の様式(第25条の23第3項関係)(総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

登録局の開設又は変更届出書

年 月 日

(何)総合通信局長 殿(注1)

☐電波法第27条の34の規定により、包括登録に係る無線局を開設したので、下記のとおり届け出ます。

☐電波法第27条の35の規定により、包括登録に係る無線局に係る事項を変更したので、下記のとおり届け出ます。

(注2)

記

1 届出者(注3)

住 所	都道府県一市区町村コード [
	〒(—)
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ
法人番号	

2 包括登録に係る無線局の開設に係る事項(注4)

① 登録の番号	
② 登録局を開設した日、又は当該登録局に係る事項を変更した日	
③ 運用開始の期日	
④ 無線設備の設置場所又は常置場所	都道府県一市区町村コード [
⑤ 移動範囲	
⑥ 無線設備の工事設計の内容	
識別符号	
適合表示無線設備の番号	
無線設備の製造番号	

	空中線の利得	
	指向方向	
⑦	開設した無線局数	
⑧	備考	

3 届出の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ
電話番号	
電子メールアドレス	

注1 沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。

2 該当する□にレ印を付けること。

3 1の欄は、次によること。

- (1) 住所の欄は、日本産業規格JIS X0401及びX0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード(以下この別表において「都道府県コード」という。)、郵便番号並びに住所(届出者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地)を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。
- (2) 届出者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地进行を記載すること。
- (3) 法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、届出者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。
- (4) 代理人による届出の場合は、届出者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。
- (5) 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

4 2の欄は、次によること。

- (1) ①の欄は、現に包括登録を受けている無線局の番号を記載すること。
- (2) ②の欄は、当該届出に係る登録局を開設した、又は当該登録局に係る事項を変更した日を「H28. 12. 21」のように記載すること。

(3) ③の欄は、次によること。

ア 包括登録に係る無線局の開設の届出を行う場合は、当該届出に係る登録局の運用開始の期日を「H28. 12. 21」、「開設した日から何月目の日」のように記載すること。

イ 包括登録に係る無線局の変更の届出を行う場合は、当該届出に係る登録局の運用開始の期日を「H28. 12. 21」、「変更した日から何月目の日」のように記載すること。

(4) ④の欄は、次によること。なお、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

ア 移動しない無線局にあつては、当該届出に係る登録局の無線設備の設置場所を「何県何市何町〇—〇—〇何内」のように記載し、併せて空中線の位置の緯度及び経度をそれぞれ度、分及び秒をもつて「35. 25. 47」のように記載すること。ただし、施行規則第16条第1号に規定する無線局にあつては、「何県何市何町〇—〇—〇何内」のように記載することとし、空中線の位置の緯度及び経度の記載は要しない。

イ 移動する無線局にあつては、その無線設備の常置場所を「何県何市何町〇—〇—〇何内」のように記載すること。

(5) ⑤の欄は、当該届出に係る登録局が移動するものに限り移動範囲を記載することとし、「東京都及び神奈川県」のように記載すること。

(6) ⑥の欄は、次によること。

ア 識別符号の欄は、電気通信事業法第2条第5号に規定する電気通信事業者その他総務大臣が別に告示する者が管理する識別符号(通信の相手方を識別するための符号であつて、法第8条第1項第3号に規定する識別信号以外のものをいう。)及び総務大臣により指定された呼出符号又は呼出名称のいずれかを有する場合に限り記載すること。

イ 適合表示無線設備の番号の欄は、適合表示無線設備の番号を記載すること。
一の登録局について複数の無線設備を有する場合にあつては、「123—XXXXXX～123—ZZZZZZ」、「123—XXXXXX、123—XXXXZZ」のように記載すること。

ウ 無線設備の製造番号の欄は、登録局の無線設備の製造番号を記載すること。
一の登録局について複数の無線設備を有する場合にあつては、「ABC89001～ABC89010」、「ABC89001、ABC89002」のように記載すること。

エ 空中線の利得の欄は、移動しない無線局であつて、26. 175MHzを超える周波数の電波を使用するものに限り、その無線設備が使用する最大の空中線利得を絶対利得で記載すること。

オ 指向方向の欄は、指向性空中線を使用する登録局であつて空中線を回転させないで使用する場合に限り、真北を基準とする時計回りの角度により表示したその指向方向を記載すること。ただし、移動する無線局の場合は、記載を要しない。

(7) ④から⑥までの欄に複数の登録局について記載する場合は、登録局ごとに記載

すること。

(8) ⑦の欄は、当該届出に係る開設した無線局数を記載すること。

(9) ⑧の欄は、次によること。

ア 法第27条の35の規定による変更の届出の場合は、変更した理由を記載すること。

イ その他必要な事項がある場合は、その内容について記載すること。

(10) 移動しない無線局にあつては、次の資料を添付すること。ただし、当該資料が既に総合通信局に提出された包括登録に係る無線局の開設の届出書に添付した資料と同じであるときは、その旨を⑧の欄に記載して、その添付を省略することができる。

ア 移動しない無線局を通信の相手方とする無線局

当該届出に係る登録局及びその通信の相手方となる登録局相互間の位置並びにそれらの電波伝搬路及びその距離を記載した回線経路を示す資料。ただし、相互に通信を行う二以上の登録局の届出を同時に行う場合(一の総合通信局の管轄区域内に開設する場合に限る。)は、一の登録局について当該資料を添付し、他の登録局については、⑧の欄に当該一の登録局に当該資料を添付した旨を記載することにより、当該資料の添付を省略することができる。

イ 移動する無線局を通信の相手方とする無線局

当該届出に係る登録局における業務区域を記載した地図

5 届出書の用紙は、日本産業規格A列4番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。